

2008年6月  
日本銀行調査統計局

## 「全国企業短期経済観測調査」における業種分類の見直しについて

### はじめに

「全国企業短期経済観測調査」(以下、「短観」)の業種分類は、日本標準産業分類を基本としています。こうした中、昨年11月に「日本標準産業分類(平成19年11月改定)」(以下、「改定日本標準産業分類」)が告示され、本年4月1日から適用されました。

日本銀行では、改定日本標準産業分類を基に、短観の業種分類について検討を進めてきました。その結果、2010年3月調査から、以下のとおり短観の業種分類を見直すこととしましたのでお知らせします。なお、詳細は別紙1～3をご覧ください。

### 1. 全国短観における業種分類の見直し

短観の業種分類の主な変更点は、(1)「はん用機械」、「生産用機械」、「業務用機械」の新設、(2)「不動産・物品賃貸」の新設、(3)「運輸・郵便」の新設、(4)「対事業所サービス」および「対個人サービス」の対象業種の見直し、(5)「飲食店・宿泊」、「鋳業」の名称変更の5点です<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 今回の短観の業種分類の見直しでは、前回の見直し(日本銀行調査統計局『『企業短期経済観測調査』の見直しにおける業種分類について』、2002年5月)において実施が見送られた「電気機械」の細分化について、改めて検討しました。その結果、事業所単位で経済活動を分類する日本標準産業分類では、前回改定(平成14年3月改定、同年10月適用)以降、「電気機械器具製造業」に加えて「情報通信機械器具製造業」および「電子部品・デバイス製造業」が設けられているものの、なお多くの企業において上記の3分類のうちの複数を兼営するケースがみられるため、企業単位で調査を実施している短観では、そうした企業を明確に分類することは難しいと判断しました。このため、短観の「電気機械」は、引き続き上記3分類を纏めた区分とします。

#### (1) 「はん用機械」、「生産用機械」、「業務用機械」の新設

改定日本標準産業分類において、「一般機械器具製造業」、「精密機械器具製造業」等が再編され、「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」、「業務用機械器具製造業」が新設されました。このため、短観でも改定日本標準産業分類に基づいた業種の再編を行います（詳細については、別紙2参照）。

なお、短観における「はん用機械」、「生産用機械」、「業務用機械」については、個々の業種のほかに、これらを併せた業種の「はん用・生産用・業務用機械」も集計・公表します。

#### (2) 「不動産・物品賃貸」の新設

改定日本標準産業分類において、「サービス業」の一部であった「物品賃貸業」が「不動産業」と統合され、「不動産業、物品賃貸業」が新設されました。このため、短観でも「不動産・物品賃貸」を新設します。「不動産・物品賃貸」のうち「物品賃貸」は、現行短観の「リース」と「対事業所サービス」に含まれる「自動車賃貸業」、「対個人サービス」に含まれる「スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「その他の物品賃貸業」を併せた業種です。

また、「不動産・物品賃貸」については、その内訳を「不動産」、「物品賃貸」の2つに分けて集計・公表することとします。なお、現行短観において「建設」と「不動産」を統合して表記している「建設・不動産」は、「不動産・物品賃貸」の新設に伴い、集計・公表を取り止めます。

#### (3) 「運輸・郵便」の新設

改定日本標準産業分類において、「情報通信業」の一部であった「信書送達業」が「運輸業」に統合され、「運輸業、郵便業」が新設されました。このため、短観でも「運輸・郵便」を新設します。「運輸・郵便」は現行短観の「運輸」と「通信」の中に含まれる「信書送達業」を併せた業種です。

#### (4) 「対事業所サービス」および「対個人サービス」の対象業種の見直し

改定日本標準産業分類において、「学術研究、専門・技術サービス業」および「生

活関連サービス業、娯楽業」が新設されました。このため、短観でも現行の「対事業所サービス」、「対個人サービス」に含まれる業種を改定日本標準産業分類に対応させた見直しを行います。具体的には、「対事業所サービス」に「学術研究、専門・技術サービス業」、「サービス業（他に分類されないもの）」を、「対個人サービス」に「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を分類します（区分の詳細については、別紙3参照）。なお、現行短観の「対事業所サービス」と「対個人サービス」を統合した「サービス」は、集計・公表を取り止めます。

#### （５）「飲食店・宿泊」、「鉱業」の名称変更

改定日本標準産業分類において、「飲食店、宿泊業」、「鉱業」がそれぞれ「宿泊業、飲食サービス業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」に名称変更されました<sup>2</sup>。このため、短観でも、これらの業種の名称を、それぞれ「宿泊・飲食サービス」、「鉱業、採石業、砂利採取業」に変更します。

## ２．金融機関調査の業態区分の見直し

改定日本標準産業分類では、「金融業、保険業」のうち、「証券業」が廃止され「金融商品取引業」が新設されました。また、新設された「金融商品取引業」には、従来「貸金業、投資業等非預金信用機関」に区分されていた「投資業」が統合されました。このため、現行短観における金融機関調査の業態区分も見直し、「証券業」は「貸金業・投資業等」の「投資業」と統合して「金融商品取引業」とする一方、「貸金業・投資業等」は「貸金業等」に変更することにします。

以 上

---

<sup>2</sup> 厳密には、「卸売・小売業」の一部であった「持ち帰り・配達飲食サービス業」も、「宿泊業、飲食サービス業」に統合されています。

新旧公表業種区分一覧

全国短観

【現行】

全産業
製造業
素材業種
繊維
木材・木製品
紙・パルプ
化学
石油・石炭製品
窯業・土石製品
鉄鋼
非鉄金属
加工業種
食料品
金属製品
一般機械
電気機械
輸送用機械*
造船・重機、その他輸送用機械
自動車
精密機械
その他製造業*
非製造業
建設・不動産*
建設
不動産
卸・小売*
卸売
小売
運輸
情報通信*
通信
情報サービス
その他情報通信*
電気・ガス
サービス*
対事業所サービス
対個人サービス
飲食店・宿泊
リース
鉱業*

【見直し後】

全産業
製造業
素材業種
繊維
木材・木製品
紙・パルプ
化学
石油・石炭製品
窯業・土石製品
鉄鋼
非鉄金属
加工業種
食料品
金属製品
はん用・生産用・業務用機械*
はん用機械
生産用機械
業務用機械
電気機械
輸送用機械*
造船・重機、その他輸送用機械
自動車
その他製造業*
非製造業
建設
不動産・物品賃貸*
不動産
物品賃貸
卸・小売*
卸売
小売
運輸・郵便
情報通信*
通信
情報サービス
その他情報通信*
電気・ガス
対事業所サービス
対個人サービス
宿泊・飲食サービス
鉱業・採石業・砂利採取業*

金融機関調査

【現行】

金融機関
銀行業
信用金庫・系統金融機関等
証券業
保険業
貸金業・投資業等
全産業(含む金融機関)
非製造業(含む金融機関)

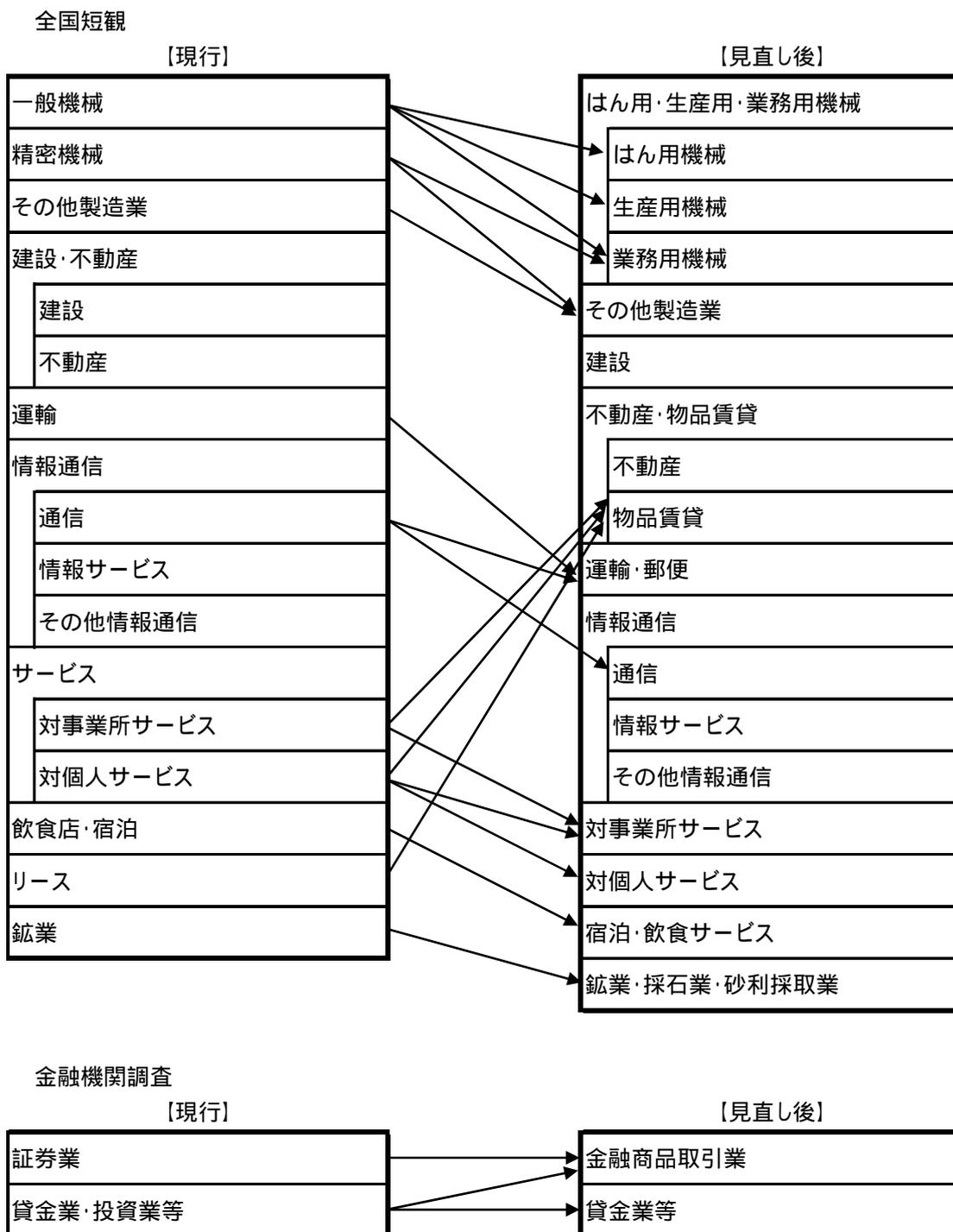
【見直し後】

金融機関
銀行業
信用金庫・系統金融機関等
金融商品取引業
保険業
貸金業等
全産業(含む金融機関)
非製造業(含む金融機関)

\*「概要」(初日公表)には掲載されず、2日目の「調査全容」に掲載される業種。

短観業種分類の見直し(現行との対応関係)

変更箇所の抜粋。  
本表は大まかな対応関係を示したものです。



(別紙3)

## 短観業種分類と改正日本標準産業分類の対応

短観業種分類		改正日本標準産業分類(コード)
製造業	繊維	繊維工業(11)
	木材・木製品	木材・木製品製造業(12)、家具・装備品製造業(13)
	紙・パルプ	パルプ・紙・紙加工品製造業(14)
	化学	化学工業(16)
	石油・石炭製品	石油製品・石炭製品製造業(17)
	窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業(21)
	鉄鋼	鉄鋼業(22)
	非鉄金属	非鉄金属製造業(23)
	食料品	食料品製造業(09)、飲料・たばこ・飼料製造業(10)
	金属製品	金属製品製造業(24)
	はん用機械	はん用機械器具製造業(25)
	生産用機械	生産用機械器具製造業(26)
	業務用機械	業務用機械器具製造業(27)
	電気機械	電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)
	造船・重機、 その他輸送用機械	輸送用機械器具製造業(31)(自動車・同附属品製造業(311)を除く)
自動車	自動車・同附属品製造業(311)	
その他製造業	印刷・同関連業(15)、プラスチック製品製造業(18)、ゴム製品製造業(19)、なめし革・同製品・毛皮製造業(20)、その他の製造業(32)	
非製造業	建設	総合工事業(06)、職別工事業(07)、設備工事業(08)
	不動産	不動産取引業(68)、不動産賃貸業・管理業(69)
	物品賃貸	物品賃貸業(70)
	卸売	各種商品卸売業(50)、繊維・衣服等卸売業(51)、飲食料品卸売業(52)、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業(53)、機械器具卸売業(54)、その他の卸売業(55)
	小売	各種商品小売業(56)、織物・衣服・身の回り品小売業(57)、飲食料品小売業(58)、機械器具小売業(59)、その他の小売業(60)
	運輸・郵便	鉄道業(42)、道路旅客運送業(43)、道路貨物運送業(44)、水運業(45)、航空運輸業(46)、倉庫業(47)、運輸に附帯するサービス業(48)、郵便業(信書便事業を含む)(49)
	通信	通信業(37)
	情報サービス	情報サービス業(39)
	その他情報通信	放送業(38)、インターネット附随サービス業(40)、映像・音声・文字情報制作業(41)
	電気・ガス	電気業(33)、ガス業(34)、熱供給業(35)
	対事業所サービス	デザイン業(726)、広告業(73)、技術サービス業(他に分類されないもの)(74)(獣医業(741)を除く)、産業廃棄物処理業(882)、自動車整備業(89)、機械等修理業(90)、職業紹介・労働者派遣業(91)、その他の事業サービス業(92)
	対個人サービス	洗濯・理容・美容・浴場業(78)、その他の生活関連サービス業(79)、娯楽業(80)、専修学校・各種学校(817)、学習塾(823)、教養・技能教授業(824)、老人福祉・介護事業(854)、その他の社会保険・社会福祉・介護事業(859)
	宿泊・飲食サービス	宿泊業(75)、飲食店(76)、持ち帰り・配達飲食サービス業(77)
	鉱業・採石業 ・砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業(05)

改正日本標準産業分類の中分類で記載。ただし、アンダーラインの3桁コードは小分類。

## 【全国短観非対象業種】

大分類A農業、林業全部、大分類B漁業全部、水道業(36)、無店舗小売業(61)、大分類J金融業、保険業(銀行<中央銀行を除く>(622)、協同組織金融業(63)、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関(64)、金融商品取引業(651)、生命保険業(671)、損害保険業(672)を除く)、学術・開発研究機関(71)、専門サービス業(他に分類されないもの)(72)(デザイン業(726)を除く)、獣医業(741)、大分類O教育、学習支援業(専修学校・各種学校(817)、学習塾(823)、教養・技能教授業(824)を除く)、大分類P医療、福祉(老人福祉・介護事業(854)、その他の社会保険・社会福祉・介護事業(859)を除く)、大分類Q複合サービス事業全部、廃棄物処理業(88)(産業廃棄物処理業(882)を除く)、政治・経済・文化団体(93)、宗教(94)、その他のサービス業(95)、外国公務(96)、大分類S公務全部、大分類T分類不能の産業全部